

北海道食の安全・安心基本計画骨子案の検討 (第5次)

「第5次北海道食の安全・安心基本計画」骨子（案）検討にあたっての意見等

第4次計画	考え方、情勢の変化、意見等
第1部 北海道食の安全・安心基本計画について	
1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画の期間 4 計画の推進体制 5 計画を推進するための関係者の責務と役割 6 計画の管理	
第2部 施策の推進方向	
1 食の安全・安心をめぐる情勢 (1) 社会経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う食習慣の変化 ・ 食品や生産資材、燃料等の価格高騰 ・ 食料安全保障の強化の必要性の高まり ・ S D G s や「ゼロカーボン北海道」の達成に資する環境負荷低減の取組に関する必要性の高まり ・ 国内人口の減少や少子高齢化等に伴う国産農産物の需要減退の懸念 ・ 物流体制の維持・強化に関する必要性の高まり ・ E P A / F T A を通じた国際的な経済連携の動きの広がり

第4次計画	考え方、情勢の変化、意見等
第2部 施策の推進方向	
<p>1 食の安全・安心をめぐる情勢</p> <p>(2) 食の安全・安心を取り巻く状況</p>	<p>○第4次計画期間中における食に関わる主な出来事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム編集技術を活用した農作物の販売開始（R3：高GABAトマト） ・道内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生（R4シーズン：5戸） ・加工食品の原材料や原料原産地に関する不適正な表示 <p>○食品の安全・安心の確保に係る法令、基準等の制定・改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の一部改正（R3） ・食品表示基準の一部改正（加工食品の原料原産地表示義務に係る経過措置期間終了（R4） ・遺伝子組換え食品表示制度の改正（H31）及び施行（R5）） ・改正食品衛生法（HACCPの制度化など）の完全施行（R3） ・みどりの食料システム戦略の策定（R3）及びみどりの食料システム法の施行（R3） ・北海道食品ロス削減推進計画の策定（R3） ・我が国における国際水準GAPの推進方策の策定（R3）
<p>2 食の安全・安心をめざす姿</p> <p>3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向</p> <p>(1) 生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保</p> <p>(2) 食品の安全性を支える基礎づくり</p> <p>(3) 食に関する知識・情報の提供</p> <p>(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産</p> <p>(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・加工食品の輸出の拡大など、国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けた取組の重要性が高まっていることから、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」をめざす姿としたが、第5次はどのようなめざす姿が適当か（事務局案） ・第3部と重複する部分が多く、見やすく整理すべきではないか（事務局案）

第4次計画	考え方、情勢の変化、意見等
第3部 講じる施策	
第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ GM条例に関し、ゲノム編集含めて国内の検討状況等について、常に情報収集しておく必要。また、どのように道民に対し情報発信していくかも重要。 (令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会) ・ 福島原発汚染水の海洋放出の件は、北海道の水産にとっても重要な課題。また、安心のためには、データをどれだけ出していけるかが重要。 (令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会) ・ より多くの道民が食に関する正確でわかりやすい情報を得られるよう、メールマガジンなどの新規登録者を増やすなどの手法の検討が必要。(事務局案)
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慣行農法、クリーン農業等の減農薬・減化学肥料、有機農業の最終的なバランスが重要。また、戦略として、市場を見据えて計画を立てることが重要。 (令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会) ・ 「みどりの食料システム戦略」や「我が国における国際水準GAPの推進方策」など国の施策をどう反映するか検討すべきではないか。(事務局案)
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度については、持続可能な制度となるよう、必要に応じ見直しながら運用するべきではないか。(事務局案)
第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳の価格が上昇していく中で、消費者の牛乳離れを食い止める対策が必要。 ・ 新顔作物は、生産拡大のみならず需要拡大も重要。道としてのビジョンが必要。 (令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会)

第5次北海道食の安全・安心基本計画 骨子案の検討

第4次計画の骨子

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制
- 5 計画を推進するための関係者の責務と役割
 - (1)道の責務等(条例第4条及び第7条)
 - (2)生産者等の責務(条例第5条)
 - (3)道民の役割(条例第6条)
- 6 計画の管理
 - (1)計画の公表(条例第9条)
 - (2)年次報告(条例第8条)

第2部 施策の推進方向

- 1 食の安全・安心をめぐる情勢
 - (1)社会経済情勢の変化
 - (2)食の安全・安心を取り巻く状況
- 2 食の安全・安心をめざす姿
めざす姿:「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」
- 3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向
 - (1)生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保
 - (2)食品の安全性を支える基礎づくり
 - (3)食に関する知識・情報の提供
 - (4)環境と調和した安全・安心な食品の生産
 - (5)良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

御議論をいただきたい事項

第5次計画において、
新たに推進すべきこと、
現状より強化すべきこと、について

事務局の検討状況

第4次計画では、農林水産物・加工食品の輸出の拡大など、国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けた取組の重要性が高まっていることから、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」をめざす姿としたが、第5次はどのようなめざす姿が適当か

SDGsや「ゼロカーボン北海道」の達成に資する取組の必要性の高まりを考慮すべきではないか

第2部の3については、第3部と重複する部分が多く、見やすく整理すべきではないか

第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	
	<ol style="list-style-type: none">1 情報の提供2 食品等の検査及び監視3 人材の育成4 研究開発の推進5 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	
	<ol style="list-style-type: none">1 食品の衛生管理の推進2 農産物の安全及び安心の確保<ol style="list-style-type: none">(1)クリーン農業及び有機農業の推進(2)遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止(3)家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止3 水産物の安全及び安心の確保<ol style="list-style-type: none">(1)生産水産物の鮮度の保持(2)貝類の安全の確保4 生産資材の適正な使用等<ol style="list-style-type: none">(1)農薬の適正な使用等(2)動物用医薬品の適正な使用等(3)飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保5 生産に係る環境の保全<ol style="list-style-type: none">(1)農用地の土壌汚染の防止(2)水域環境の保全(3)地下水の汚染の防止
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進	
	<ol style="list-style-type: none">1 適正な食品の表示の促進等<ol style="list-style-type: none">(1)食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進(2)食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進2 道産食品の認証制度の推進
第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	
	<ol style="list-style-type: none">1 情報及び意見の交換等2 食育及び地産地消の推進<ol style="list-style-type: none">(1)食育の推進(2)地産地消の推進3 道民からの申出



農業生産段階における食品の安全性のほか、環境保全等を確保する有効な手段である国際水準GAPの導入を強化すべきではないか

道民が食に関する理解を深めるための情報発信をどう工夫するか